

Todo

留意事項



派遣先均等・均衡待遇方式

派遣先事業主から「比較対象労働者の待遇情報」の提供	<p>①派遣先事業主は、優先順位により比較対象労働者を選定</p> <p>②派遣先事業主は、比較対象労働者に関するA～Eの情報を提供</p> <p>A：職務の内容、職務の内容・配置の変更の範囲、雇用形態</p> <p>B：選定理由</p> <p>C：待遇内容</p> <p>D：待遇の性質および目的</p> <p>E：待遇決定に当たっての考慮事項</p> <p>③情報提供は書面の交付等により行い、派遣元、派遣先双方労働者派遣が終了した日から3年を経過する日まで保存</p> <p>④提供された情報を個人情報の該当・非該当に合わせて保管する等、適切に扱う</p>
派遣労働者の待遇の確認 (均等待遇か均衡待遇か)	職務の内容、職務の内容・配置の変更の範囲を比較対象労働者と比較して決定
派遣労働者の待遇の検討・決定	派遣労働者と派遣先の通常の労働者との間に待遇の相違が存在する場合に、相違の合理、不合理の原則となる考え方により決定
派遣料金の交渉	派遣先事業主は、派遣料金について待遇改善が行われるように配慮
労働者派遣契約の締結	労働者派遣契約の必要記載事項に以下を追加
派遣労働者に対する説明	<p>①雇入時及び派遣時の説明：書面等を用いて「労働条件に関する事項」「不合理な待遇差を解消するために講ずる措置」についての説明</p> <p>②派遣労働者の求めがあった場合の説明：「待遇の相違の内容」「待遇の相違の理由」について資料及び口頭で説明</p>
就業条件等明示事項	就業条件等明示事項に以下を追加
派遣先事業主への通知	派遣先事業主への通知事項に「協定対象派遣労働者であるか否かの別」を追加
派遣元管理台帳・派遣先管理台帳に記載	雇用する派遣労働者ごとに派遣元管理台帳に記載すべき事項に、次の内容を追加
就業規則の作成における派遣労働者からの意見聴取	派遣元事業主は、派遣労働者に係る事項について就業規則を作成または変更しようとする時は、あらかじめ、事業所において雇用する派遣労働者の過半数を代表すると認められるものの意見を聴くように努めなければならない
情報提供の追加	派遣元事業主は、原則、下記項目を常時、インターネットの利用により情報提供すること

Todo

留意事項



労使協定方式

職業安定局調通知で示された最新の統計を確認	<ul style="list-style-type: none">賃金構造基本統計調査と職業安定業務統計を用いる能力、経験指数調整及び地域指数調整を加味する 上記統計で把握できる職種と派遣労働者の業務に乖離がある場合などは、局長通達で示す統計以外の公的統計を用いることが可能
労使協定の締結	労使協定には次の①～⑥を定める ①労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 ②賃金の決定方法 ③派遣労働者の職務の内容等を公正に評価して賃金を決定すること ④「労使協定の対象とならない教育訓練と給食施設、休憩室及び更衣室及び賃金」を除く待遇の決定方法 ⑤段階的・体系的な教育訓練
労使協定による賃金の定めを就業規則等に記載	労使協定により定めた賃金の決定方法等を記載
労使協定の周知等	①労働者に対する周知 ②都道府県労働局への事業報告書に労使協定を添付
派遣先事業主から「比較対象労働者の待遇情報」の提供	①派遣先事業主は、優先順位により比較対象労働者を選定 ②派遣先事業主は、比較対象労働者に関するA～Bの情報を提供 A:業務に必要な能力を付与するための教育訓練 B:食堂、休憩室、更衣室の利用 ③情報提供は書面の交付等により行い、派遣元、派遣先双方労働者派遣が終了した日から3年を経過する日まで保存 ④提供された情報を個人情報の該当・非該当にあわせて保管する等適
派遣料金の交渉	派遣先事業主は、派遣料金について待遇改善が行われるよう配慮
労働者派遣契約の締結	労働者派遣契約の必要記載事項に以下を追加 ①派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度 ②労使協定方式の対象となる派遣労働者に限るか否か
派遣労働者に対する説明	①雇入時及び派遣時の説明：書面等を用いて「労働条件に関する事項」「不合理な待遇差を解消するために講ずる措置の説明」について ②派遣労働者の求めがあった場合の説明：「派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額と同等以上であるものとして労使協定に定めたもの」「労使協定に定めた公正な評価」に基づき賃金が決定されていることについて資料及び口頭で説明
就業条件等明示事項	就業条件等明示事項に以下を追加 ①賃金等に関する事項 ②休暇に関する事項 ③昇給の有無 ④退職手当の有無 ⑤賞与の有無 ⑥協定対象派遣労働者であるか否か ⑦派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度
派遣事業主への通知	派遣先事業主への通知事項に「協定対象派遣労働者であるか否かの別」を追加
派遣元管理台帳・派遣先管理台帳の記載	雇用する派遣労働者ごとに派遣元管理台帳に記載すべき事項に、次の内容を追加 <ul style="list-style-type: none">協定対象派遣労働者であるか否かの別派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度
就業規則の作成における派遣労働者からの意見聴取	派遣元事業主は、派遣労働者に係る事項について、就業規則を作成または変更しようとする時はあらかじめ、事務所において雇用する派遣労働者の過半数を代表すると認められるものの意見を聴くように努めなければならない
情報提供の項目追加	派遣元事業主は、原則、下記項目を常時インターネットの利用により情報提供すること ①労使協定を締結しているか否か ②労使協定を締結している場合には、労使協定の対象となる派遣労働者の範囲、労使協定の有効期間の終期